

平成30年 5月 7日

事業者 殿

(公社)神奈川労務安全衛生協会の  
鶴見支部



## 安全管理者選任時研修の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より各事業場におかれましては、より一層の安全管理とその対応にご尽力されていることと存じます。

さて、ご承知のとおり労働安全衛生法は、11項目に及ぶ改正が行われ、平成18年4月1日より施行されました。この中で、安全で健康な職場環境を目指した安全管理体制の見直しが図られ、安全管理者の資格要件が下記のとおり変更になりました。

### \* 安全管理者資格要件変更

1. 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修(9時間)を受けた者の中から選任しなければならない。
2. 平成18年10月1日において安全管理者として選任され、経験が2年未満の者も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受けなければならない。
3. 上記研修を受ければ実務経験年数の要件は、これにより短縮される。

以上の改正点を踏まえ、当支部ではこの資格要件を満たすべく、標記「安全管理者選任時研修」を開催することといたします。

新たに選任を予定されている事業場、選任されて実務経験が2年未満の安全管理者の方は、この機会に受講されることをお勧め申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成30年6月13日(水)  
午前9時00分～午後7時30分
2. 会 場 (一財)鶴見商工会館 1階 会議室  
横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4  
TEL045(503)0017 (事務局電話番号)
3. 定 員 42名 (定員になり次第〆切りとさせていただきます。)
4. 対 象 者 ①これから安全管理者として選任を予定されている方  
②労働安全衛生規則第4条に該当する方
5. 会 費 会員 1名につき 11,400円(テキスト代・税込み)  
一般 " 13,400円( " )
6. そ の 他 全科目受講された方に修了証を発行いたします。

※本研修では受付時に氏名・生年月日・本籍記載の公的書類の提示は必要ありません。

7. 申込方法

- ① 申込書に必要事項をご記入の上FAXし、受講料を6月6日までにお支払いください。
- ② 銀行振込の場合は事前に受付の可否をお確かめの6月6日迄にお振込みください。
- ③ 受講を取りやめる場合は講習会前日までに事務局までご連絡ください。  
前日迄にご連絡のない場合は受講料のお返しはできませんので、ご了承ください。
- ④ 銀行振込の場合は、領収証の発行はいたしませんので、振込みご利用明細をご使用ください。領収証が必要な事業場には領収証を発行しますのでご連絡ください。

◎ (公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4  
TEL. 503-0017 FAX. 505-3411

◎ 横浜銀行鶴見支店 口座名 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
口座番号 (普通) 0064420  
〈 振込手数料は貴社負担にてお願いします 〉

.....

平成30年 月 日

鶴見支部事務局(FAX:045-505-3411)

安全管理者選任時研修申込書

(ふりがな) 受講者氏名(はっきり)	受講者住所	生年月日 昭和・S 平成・H
	〒	. .
	〒	. .
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者氏名	所属	
TEL	FAX	
受講料の支払について、下記にご記入願います	該当するところを○で囲んでください。	
	会員(会員NO ) 一般	
名分	円を平成30年 月 日	①銀行振込 ②事前に鶴見支部へ持参

※ご記入いただいた個人情報につきましては鶴見支部が責任を持って管理し他に使用いたしません